

議案第 1 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

（職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

- 3 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

〈参 考〉

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定め る者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 略 (5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する 平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定め る額</u>	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定め る者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 略

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（附則第3項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(職員のサービスの宣誓) 第2条 略 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度 任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわ らず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(職員のサービスの宣誓) 第2条 略